

『番組制作の委託取引に関する自主基準』

日本放送協会
平成16年4月制定
平成20年3月一部改正

日本放送協会（以下「NHK」という）は、NHK番組の制作を番組制作会社（以下「制作会社」という）に委託するにあたって、取引に関する公正性・透明性を確保し、より良質な番組の創造を制作会社とともに推進するため、NHKおよびNHK関連団体（NHKの制作子会社、以下「関連団体」という）が、取引を行うにあたっての基準となる事項を、次のとおり定める。

．基本的な考え方

- （１）制作会社への番組制作の委託にあたっては、制作会社を放送文化の創造・発展のパートナーと位置付け、NHKが定めた「国内番組基準」「国際番組基準」に則った良質な番組の制作を行うため、適正な協力関係の構築に努める。
- （２）NHK番組の公共性および受信料を財源とする公共放送の使命について、制作会社の十分な理解を得るよう努める。
- （３）番組制作の委託取引にあたっては、下請法をはじめ、独占禁止法等の関係法令を遵守し、取引の内容や条件、手続き等について誠実かつ十分な協議を行い、必要に応じて文書で確認するなど、取引の公正性・透明性を確保する。

．番組制作の委託に関するNHKの基本方針

- （１）「国内番組基準」「国際番組基準」に則りNHKの内容管理のもとで制作を行うため、NHKが直接、制作会社に委託する場合は、NHKのプロデューサーの制作責任のもとで、企画提案した制作会社へ制作の委託を行う。関連団体を通じて制作会社に委託する場合は、関連団

体にプロデューサー業務を委託し、その制作責任のもとで、企画提案した制作会社へ制作の委託を行う。

- (2) NHKの編集権、およびNHKの内容管理のもとでの制作を保障するため、番組制作に係る経費はNHKが負担する。
- (3) 制作会社の企画により制作会社に制作を委託して完成した番組の著作権は、制作会社と共有することとし、制作会社の有する権利を不当に軽んじることのないよう留意する。
- (4) 制作された番組は、公共放送NHKの番組としてNHKの主体性のもとで放送等に使用し適正に管理することが必要であり、制作会社との契約締結にあたっては、「番組制作の委託にあたっての考え方」「アニメ番組に関する契約の考え方」(別添)について制作会社に十分説明し、その理解を得て適正な契約を締結する。

・取引にあたって

(契約の締結)

- (1) 制作会社への番組制作の委託にあたっては、 項の「番組制作の委託に関するNHKの基本方針」を事前に十分に説明し、理解を得ることに努める。
- (2) 制作会社へ番組制作の委託の発注が決まり次第、下請法に則り、速やかに発注書を交付する。
- (3) 委託の内容、委託費およびその支払い、権利の扱い、納品等についてその諸条件を双方が十分協議し、合意の上その内容を明示した契約書を可能な限り早期に作成する。契約書作成にあたっては、必要条項を網羅した「契約書ひな型」を用意し、契約締結のための協議を確実かつ円滑に行う。
- (4) 契約の内容や履行に関して、発注内容に変更が生じたり、想定外の事情や疑義が生じたりした場合は、双方誠意をもって協議を行い、必要に応じて文書により確認を行う。
- (5) 契約書において取り決める事項は、次のとおり。
 - ア) [委託の目的] 制作する番組を特定し、その使用目的を明確にする。
 - イ) [委託の内容等] 制作への双方のかかわり方およびそれぞれの責任を明確にする。

- ウ) [委託費] 委託の目的とする範囲での番組の使用を前提とし、制作する番組の内容に即した委託金額を取り決める。金額は、番組の内容をふまえて制作会社の制作業務に要する経費および管理費を制作会社側が見積もり、これをもとに内容とあわせて適正な協議を行い、合意を得る。
- エ) [委託費の支払い] 委託代金の支払い時期、支払い方法等の条件を下請法の規定をふまえて適正に取り決め、確実に履行する。
- オ) [著作権等の扱い] 番組制作の委託取引に関するNHKの基本方針への理解のもと、番組の著作権の帰属を明らかにし、委託の目的とする範囲を超えた二次的な使用に関する双方のかかわり方、およびその適正な条件を取り決める。
- カ) [納品・検収] 完成物の仕様、納入期日、納入後の試写等について明確に定めるほか、やり直しの必要が生じた場合の費用の扱い方を取り決める。
- キ) [その他] 事故や紛争時の扱いなど必要な事項を定める。

(遵守する事項)

- (1) 正当な理由なく、委託した番組の受領を拒まない。
- (2) 納品が完了した後に、費用の扱いを協議しないまま一方的で不当なやり直しの要請をしない。
- (3) 番組制作の委託取引の際に、直接かかわりのない他の取引や役務の提供を強要しない。
- (4) その他、下請法に規定される親事業者の義務、禁止事項、および独占禁止法等の関係法令を遵守する。

以上

<文書 番組制作の委託にあたっての考え方>

番組制作の委託にあたっての考え方

日本放送協会

NHKは、NHKの放送する番組の企画提案を制作会社から募集するにあたって次に記す契約方針を持っています。提案が採択された場合には、この方針に基づいて番組制作の委託契約を締結します。

<制作統括と契約>

- ・NHKの番組基準に沿った番組制作を行うため、NHKのプロデューサー(制作統括)のもとで制作を行うこととします。
- ・企画した制作会社との番組制作の委託契約は、NHKが直接、制作会社に委託する場合はNHKが、また、NHK関連団体(NHKの制作子会社、以下、「関連団体」という)を通じて制作会社に委託する場合は、NHKから制作の委託を受けた関連団体が、それぞれ締結します。

<番組制作の目的>

- ・番組制作の目的は、NHKの放送で使用し、また、必要な視聴者サービス等に使用することです。

<委託費>

- ・番組全体の制作費をNHKが全額負担する原則に立って、委託費は、制作経費と管理費で構成し、企画内容とともに協議のうえ、契約において確定します。
- ・なお、NHKでの放送使用が、一定の期間または回数を超える場合は制作会社に別途追加支払いを行います(学校放送番組、汎用番組等、複数回の放送を前提とするものを除く)。

<番組の著作権の取扱い>

- ・制作を委託した完成番組は、制作会社とNHKの共同著作物と位置付けたうえで、NHK放送番組の公共放送としての性格および制作費に用いる受信料の性格から*、次の条件のもとで、NHKを、番組の著作権を代表して行使する者(共有著作権の代表行使者)と定めます。

一定の代表行使期間を定め、その後はあらためて協議することを原則とします。番組の著作権行使により番組著作権者としての権利収入が生じたときには、契約時に定める権利収入配分を行います。

制作会社が番組の二次使用を行う希望がある場合、NHKが直接委託した番組については直接、また、関連団体を通じて委託した番組については、当該関連団体を通じてNHKに提案できます。

「窓口業務」については一定の条件のもとで、話し合いに応じます。

- ・番組の放送にあたってのクレジット表示は、著作権の共有を踏まえ、NHKと制作会社の名称を併記します。

*NHKを「著作権の代表行使者」とする理由

- ・番組の二次使用で公共放送としてのNHKのイメージを損ない結果的にNHKの放送事業に支障が生じることのないよう、番組の二次使用をNHKの管理の下に置く必要があります。
- ・NHKが、特定の事業者の商業行為を利するために制作費を支出したかのような誤解を招くのを避ける必要があります。

<文書 アニメ番組に関する契約の考え方>

アニメ番組に関する契約の考え方

日本放送協会

NHKは、NHKが放送するシリーズアニメ番組について、アニメ制作会社と次の考え方で契約を行う方針です。

制作委託

- ・NHKが制作するシリーズアニメ番組は、NHKの放送での使用のほか、多角的な活用により視聴者の多様な要望に応えることを目指し、制作のパートナーとなるアニメ制作会社とともに、それぞれの役割を定めて制作にあたります。
- ・NHKの番組基準に沿った番組制作を行うため、NHK関連団体（NHKの制作子会社、以下、「関連団体」という）のプロデューサー（制作統括）のもとで制作を行うこととし、アニメ制作会社との制作の委託契約は、NHKから制作の委託を受けた関連団体が契約することになります。
- ・シリーズ番組全体の制作費をNHKが全額負担する原則に立って、委託費は制作経費と管理費で構成し、企画内容とともに協議のうえ、契約において確定します。

<番組の著作権の扱い>

A) プロダクション企画の場合

- ・アニメ制作会社の企画による場合、制作された番組は、制作会社とNHKの共同著作物と位置付けたうえで、NHK放送番組の公共放送としての性格および制作費に用いる受信料の性格から、次の条件のもとで、NHKを、番組の著作権を代表して行使する者（共有著作権の代表行使者）と定めます。
 - 一定の代表行使期間を定め、その後はあらためて協議することを原則とします。
 - 番組の著作権行使により番組著作権者としての権利収入が生じたときには、契約時に定める権利収入配分を行います。
 - 制作会社が番組の二次使用を行う希望がある場合、当該関連団体を通じてNHKに提案できます。
- ・番組の放送にあたってのクレジット表示は、著作権の共有を踏まえ、NHKと制作会社の名称を併記します。

B) NHK企画の場合

- ・NHKの企画により制作する場合、委託内容は限定的となり番組自体の著作権はNHKに帰属することとなりますが、多角的な活用により権利収入が生じたときには、アニメ制作会社の寄与を踏まえ一定の権利収入配分を行います。

放送権購入

- ・制作の委託と異なり、アニメ制作会社が独自にアニメ番組を企画、制作する場合に、NHKは、一定の放送回数・期間の放送権を購入することがあります。
- ・（予約購入）また、NHK放送にふさわしい番組が完成することを前提に、企画段階で放送権の購入を予約することがあります。この場合、NHKが必要とする範囲で制作過程に関与できることが必要条件となります。

<文書 番組の「予約購入」にあたっての考え方>

番組の「予約購入」にあたっての考え方

日本放送協会

NHKは、番組制作会社およびNHK関連団体（NHKの制作子会社、以下「関連団体」という）が制作する番組の放送権のみを、制作に先立ってNHKが予約し、完成した番組を購入する「予約購入」について、以下の方針に基づき実施します。

<対象となる番組制作者>

- ・ NHKに対して番組の予約購入の提案ができる番組制作者は、番組制作会社、複数の出資者で構成される「製作委員会」などです。関連団体も単独もしくは複数、あるいは番組制作会社とともに提案することができます（以下、これらの団体を「制作者」とする）。

<対象番組>

- ・ 番組のジャンルは問いません。
- ・ 放送を含む多メディア展開が可能である番組を対象とします。すでに事業展開が行われている番組は除きます。

<予約購入の条件>

- ・ 予約購入番組について、制作者は初回放送から一定期間、NHK以外の者へ国内における放送の許諾を行わないこととします（独占的放送権）。
- ・ 制作者が行う当該番組の事業展開について、NHKによる把握と関与ができるものとします。
- ・ 制作者が行う事業展開のために、NHKの独占的放送権を一時的に解除することができます。

<予約購入番組の提案、制作、報告>

- ・ 予約購入番組を提案する制作者は、番組企画とともに予算書、展開目論見（展開先・内容等および協力先など）、資金構造、権利構造、責任体制を提案頭書としてNHKに提出していただきます。
- ・ 購入する番組の制作にあたり、NHKは、「国内番組基準」「国際番組基準」に則った番組の品質を確保するため、番組内容について随時意見、要望を制作者に伝えます。
- ・ NHKは、番組制作の進捗状況や当該事業の展開状況について、制作者に報告を求めることがあります。

<購入金額>

- ・ 購入金額は、番組の内容、制作費、放送期間、放送回数、事業展開などを勘案し、協議の上、設定します。購入代金の支払いは、原則として納入時の一括払いとします。
- ・ NHKは、制作者と協議の上、購入金額の変更を行う場合があります（提案内容や展開目論見に大幅な変更が生じた場合など）。

<予約購入番組の改編について>

- ・ NHKは予約購入番組の一部をカットまたは編集して放送することがあります。また、番組を放送しないこともあります（番組内容に法令違反があった場合、NHKの放送にふさわしくないとNHKが判断した場合、など）。

放送番組に関わる番組制作会社との取引種類

取引種類	番組制作に関わる取引					完成番組取引	
	NHKの子会社を通じた委託		直接委託	共同制作 (国内・国際)	予約購入	購入	
	演出業務委託	制作委託					
取引内容	NHKのプロデューサーのもと業務委託	企画を求めNHKが制作を委託(成果物納入)	企画を求めNHKが制作を委託(成果物納入)	共同で資金・企画を出し番組制作	企画を求め番組の放送権購入を予約	完成番組の放送権を購入	
制作主体	NHK	NHK、番組制作会社	NHK、番組制作会社	NHK、番組制作会社	番組制作会社	番組制作会社	
制作費負担	NHK	NHK	NHK	NHK、番組制作会社	番組制作会社責任 (NHKが放送権料を保証)	番組制作会社責任	
NHKの制作関与	全体責任、進行管理、設備、他の要員	内容責任	内容責任	役務提供 内容責任	内容に発言権	なし	
著作権	NHK	共有 (NHKが代表行使)	共有 (NHKが代表行使)	共有 (契約で確認)	番組制作会社	番組制作会社	
契約対価	・制作委託費 ・管理費	・制作委託費(ドラマは放送料を除く制作委託費) ・管理費	・制作委託費(ドラマは放送料を除く制作委託費) ・管理費	< 応分負担 >	放送権料	放送権料	
権利に関する条件		・原則、一定年数回数以上の放送は追加支払 ・権利収入配分	・原則、一定年数回数以上の放送は追加支払い ・権利収入配分	個別に、双方の権利行使範囲および権利収入配分等を規定	NHKでのファーストラン		